【令和２年１０月１日以降適用】

学校施設使用上の遵守事項（屋外施設用）

学校施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。
また、記載事項以外に不明な点がある場合は、事前に江東区教育委員会学務課学事係までご相談ください。

【施設使用全般に関すること】

□　施設使用に関する手続き及びトイレ利用の場合を除き、校舎内に立ち入ることはできません。

□　大会、運動会等、多数の方が一度に集まる活動はできません。
ただし、小学生以上を対象とした特定の競技等に特化した活動で、かつ、複数の時間帯に分割して入替制で行う等、施設内の滞在人数・使用者同士の接触を極力少なくするための措置を講じた場合を除きます。

□　学校施設の使用時間には、後片付け・消毒の時間も含みます。

□　学校施設の使用にあたり出たごみ類（消毒に使用した除菌シート等も含む。）は、全て使用者にお持ち帰りいただきます。

□　原則として物品の貸出しは行いません。
但し、学校施設に付随する物品（ベンチ、サッカーゴール、ポール・ネット等）、施設の整備に要する物品（野球で使用するトンボ、テニスで使用するブラシ等）は貸し出しを行います。
その他、使用者による準備・搬入が困難な物品がある場合は、学校とご相談ください。

□　同居家族や身近な知人（職場の同僚、クラスメイト等）に感染者又は感染が疑われる方（濃厚接触者等）がいる場合は使用できません。

□　使用日以前１４日以内に、政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある方、または当該在住者との濃厚接触がある方は使用できません。

□　新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、止むを得ず、予定していた施設使用を中止する場合があります。

【施設使用前に行うこと】

□　使用団体の代表者は、予め「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」に、団体名・代表者に関する必要事項、及び、使用者全員の氏名・連絡先を記載したうえで、学校に持参・提出してください。（見学者（未就学児も含みます。）、付添い、合同練習等を行う場合の相手チームのメンバー等、学校施設に立ち入る方は、全て「使用者」として記載する必要があります。）

□　「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」の控えは、使用日以降少なくとも１４日間、代表者が保管し、必要があるときは代表者から使用者全員に連絡できるようにしてください。

□　使用団体の代表者は、使用者全員の当日の体調を確認し、体調が思わしくない使用者については使用を控えさせてください。

□　使用者は全員、使用当日に検温を行い、体温が平熱より高い場合は使用を控えてください。また、体温が平熱であっても、具合が悪い場合には使用を控えてください。

□　使用者は全員、マスクを持参してください。

□　手洗いを行うための石鹸・ハンドソープ、消毒を行うための消毒液（または除菌シート）は使用団体が用意・持参してください。

□　校舎内のトイレを使用する場合のスリッパは使用団体が用意・持参してください。

【主に施設使用の際に行うこと】

□　運動時を除いては、原則として、常時マスクを着用してください。

□　運動時はマスクを外しても構いませんが、使用者同士の距離（概ね２ｍ以上）を確保するようにしてください。

□　トイレは学校が指定する場所をご利用願います。

□　トイレのため校舎内に立ち入る場合には、直前に、屋外の手洗い場で、使用団体が用意・持参した石鹸・ハンドソープにより、確実に手洗いを行ってください。

□　トイレのため校舎内に立ち入る場合には、持参したスリッパを着用してください。

□　トイレを使用した後には、トイレに付随する手洗い場で、使用団体が用意・持参した石鹸・ハンドソープにより、確実に手洗いを行ってください。

【主に施設使用後に行うこと】

□　使用した物品、使用者が触れた部分（ベンチ、ドアノブ、水道の蛇口、トイレのレバー等）は、使用団体が用意・持参した消毒液（または除菌シート）で拭き取るなど消毒を行ってください。

□　施設使用後２週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、江東区教育委員会事務局学務課学事係まで速やかに連絡してください。

□　使用者から新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、学校が保管している「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」の情報をもとに、江東区教育委員会事務局学務課学事係から個々の使用者に連絡させていただく場合があります。

【本内容に対する問い合わせ】
江東区教育委員会事務局学務課学事係
℡　０３－３６４７－９１７４（ダイヤルイン）
江東区東陽４－１１－２８　江東区役所６階（２番窓口）